

議案第 3 3 号

板橋区立弥生保育園の民営化に伴う施設整備工事の工期延長に係る権利の放棄及び和解について
上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 1 3 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

板橋区立弥生保育園の民営化に伴う施設整備工事の工期延長に係る権利の放棄及び和解について

下記により、板橋区立弥生保育園の民営化に伴う施設整備工事の工期延長に関して、権利を放棄し、及び和解する。

記

1 和解の相手方

東京都渋谷区道玄坂一丁目 1 2 番 1 号渋谷マークシティウエスト
ライクキッズ株式会社
代表取締役 岡本 泰彦

2 和解の内容

(1) 板橋区がライクキッズ株式会社に対して有する権利の放棄

板橋区は、ライクキッズ株式会社（以下「相手方」という。）との間において令和 6 年 5 月 2 9 日付で締結した事業用定期借地権設定契約（以下「本件契約」という。）に基づき発生した、次のア及びイに掲げる地番が示す土地に応じ、それぞれ定める賃料の支払請求権を放棄する。

ア 東京都板橋区弥生町 1 6 番 1 3 金 3, 9 8 2, 1 0 4 円（令和 7 年 4 月 1 日から同年 9 月 3 0 日までの間に係る賃料の全部）

イ 東京都板橋区弥生町 1 6 番 1 4 金 1, 8 0 8, 5 4 1 円（令和 8 年 4 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日までの間に係る賃料の全部）

(2) 相手方による次に掲げる新たな債務の負担

ア 相手方は、板橋区に対し、本件契約に基づき使用する東京都板

橋区弥生町１６番１４の土地につき、令和７年４月１日から同年
９月３０日までの間の賃料として、金１，２０５，６９４円を支
払う。

イ 相手方は、令和７年４月１日から同年９月３０日までの間、東
京都板橋区弥生町１６番１５の土地及び当該土地の上に存する建
物を使用して認可保育所を運営するに当たり、板橋区から地方自
治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８条の４第７項の規定に
基づく使用許可を受け、かつ、当該許可使用の間に係る使用料と
して、東京都板橋区行政財産使用料条例（昭和３９年板橋区条例
第３０号）の規定に定めるところにより、金５，９４５，０７０
円を納付する。

３ 事件の概要及び和解の理由

板橋区が、板橋区立弥生保育園の民営化に当たり公募によって移管
先事業者として選定した相手方との間において、契約期間を３０年間
とする本件契約を締結した後、相手方が民営化移行後に認可保育所を
開設するための施設整備工事を借地内で行っていたところ、地中埋設
物が発見されたことから、これを除去するため工期の延長を要するこ
ととなった。

この結果、相手方は、本件契約に従えば、借地を現に認可保育所の
運営の用に供していない間にあっても、前記２の(１)のア及びイに掲げ
る賃料を支払う義務を負うほか、当該工期延長の間、旧板橋区立弥生
保育園の土地及び建物を使用して認可保育所を運営することから、当
該土地及び建物の使用に係る対価（前記２の(２)のアに掲げる賃料及び
前記２の(２)のイに掲げる使用料）を板橋区に対して支払い、及び納付
する義務が新たに発生することとなる。

しかしながら、現に認可保育所の運営の用に供していない土地の賃
料まで相手方に負担させるのは合理性に欠けることから、これを放棄
することにより、和解するものである。

(提案理由)

この議案は、地方自治法第96条第1項第10号及び第12号の規定に基づき提出するものである。